



飲酒運転

根絶!



飲んだら 乗らない! 乗るなら 飲まない!



酒酔い運転・酒気帯び運転



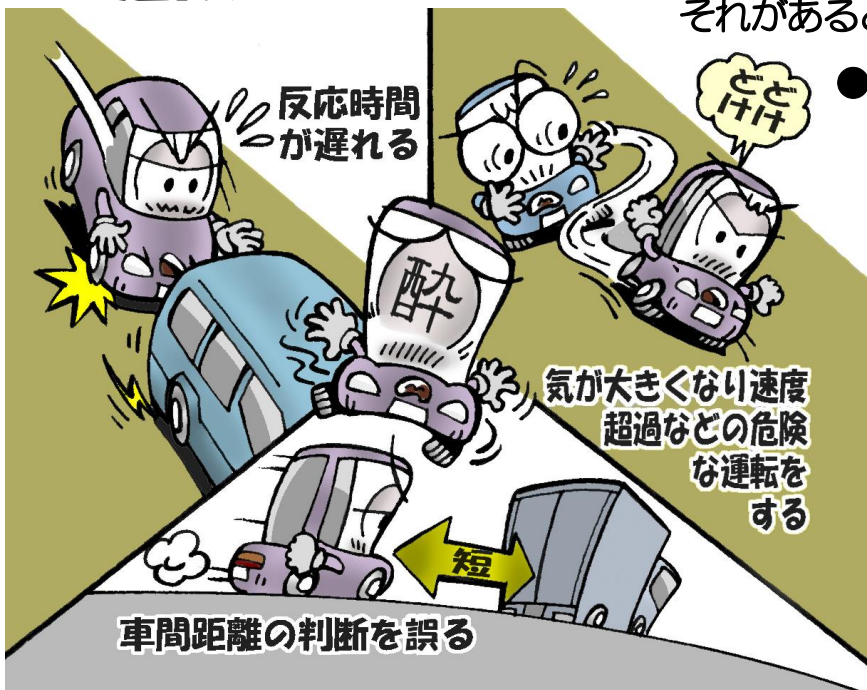
※以下の行政処分は、以前に違反や事故がない場合

	酒酔い運転	酒気帯び運転	
罰則	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	
違反点	 35点 免許取消し 欠格期間3年	呼気1リットル中	0.25mg以上 免許取消し 欠格期間2年 25点
			0.15mg以上 0.25mg未満 免許停止90日 13点

▼危険がいっぱい▼

●深酒や夜遅くまで飲酒した時など、二日酔いのおそれがあるときも運転をしてはいけません。

●自転車の飲酒運転も絶対してはいけません。



車両提供禁止



酒類提供禁止



飲酒運転車両への同乗禁止



私はこれまで交通違反をして違反切符を切られても反省するのはその時だけで、次の日には何もなかったかのように車を運転していました。そのような交通ルールに対する甘い考えを持っていたからこそ、悪質極まりない事故を起こしてしまいました。

その日は、会社全体での食事会でした。給料日は会社全体で食事をするので決まっていますので、仕事を終えた私は、午後7時頃、食事会をするお好み焼き屋に入りました。食事もお酒も進み2軒目に居酒屋に行き、3軒目にも行きました。何杯飲んだか覚えていませんが、だいぶお酒を飲んでいたと思います。

朝方4時頃になり、そろそろ解散することになりました。実はその日、私はお好み焼き屋まで車で来ていました。そして、少しの距離だから大丈夫と決めつけ、会社の仲間2人を乗せて車を発進させました。2人をそれぞれの自宅に送った後、私も自宅に帰ろうと車を発進させました。しかし、仕事を終え、酒も飲み、前日からほぼ24時間起きていた私に眠気が襲ってきました。早く帰ろうと片側2車線の見通しのよい幹線道路を時速90キロメートル近いスピードで、しかも、シートベルトを着用せず走行していました。

運転の途中、飲食代でいくら使ったか気になり、ルームランプを付け、財布の中身を確認しながら走行していました。そして、交差点に差し掛かり、ふと前を見ると、青いジャンパーを着た人が急に目の前に現れました。ビックリして、慌ててハンドルを左に切りましたが間に合わず、車の右側に衝突して「ドン」という鈍い音がしました。

なんとか車の体勢を整え、運転席側のミラーを見たところ、ミラーがありませんでした。直ぐに「人を撥ねた」と分かりましたが、「飲酒運転がばれる」と思い、その場から逃走してしまいました。

その後、被害者のことが気になり、一旦は事故現場に戻りましたが、救急車が到着しているのを確認すると、自首することなく自宅に戻りました。自宅に戻ってからも心臓が飛び出しそうなくらい焦っていましたが、仕事の疲れと、アルコールの影響もあったことから眠ってしまいました。事故を起こしたのが朝4時半頃、眠りについたら1時間後の5時半頃、そして、その日の午後4時頃に刑事さんが自宅に来られ、任意同行の後に逮捕されました。

逮捕後、刑事さんから「被害者の方が亡くなられた」と告げられた時には頭が真っ白になりました。

弁護士を通して謝罪の手紙を出させていただいたのですが、読んでではもらえませんでした。公判が始まり、その時に初めて被害者の御遺族とお会いしました。被害者の娘さんの「父を帰してください」という言葉を今でも忘れることができません。そして、過失運転致死、道路交通法違反の罪で懲役4年の判決を言い渡され、市原刑務所に服役することになりました。

事故を起こして、御遺族の心に癒えることのない大きな傷をつけてしまいました。また、家族、友人、会社など私の周りの人たちにも罪を犯したことで、ご迷惑と心配をかけてしまいました。

出所後は、御遺族に直接謝罪させていただけるよう弁護士を通じて手紙を出したいと思っています。しかし、私が謝罪をしたくても、御遺族は私に来てほしくないと思っているかも知れません。これからは、御遺族の気持ちを最優先に考えたうえで償いを行っていきたいと思っています。そして服役中はもとより刑期が満了してからも、自分に償いとして何ができるのかを模索しながら生きていきます。

一般財団法人 東京都交通安全協会 「贖(あがな)いの日々」より

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム

TEL 077-522-1231 (代表) Eメール x0022@police.pref.shiga.jp